			密閉燃焼式の燃焼器の給排気部（排気に係るものに限る。）を構成する各部の接続部並びに給排気部及び燃焼器のケーシングの接続部の取付状況
			燃焼器の排気筒に接続する排気扇が停止した場合に燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断する装置の位置
		消費機器の使用材料表	燃焼器の排気筒に用いる材料の種別
			燃焼器の排気筒に接続する排気扇に用いる材料の種別
			密閉燃焼式の燃焼器の給排気部（排気に係るものに限る。）に用いる材料の種別
(十)	水道法第十六条の規定が適用される給水装置	給水装置の構造詳細図	水道法第十六条に規定する給水装置（以下この項において単に「給水装置」という。）の構造
		給水装置の使用材料表	給水装置の材質
(十一)	下水道法第十条第一項の規定が適用される排水設備	配置図	下水道法第十条第一項に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の位置
		排水設備の構造詳細図	排水設備の構造
(十二)	下水道法第二十五条の二の規定が適用される排水設備	配置図	下水道法第二十五条の二に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の配置
		下水道法第二十五条の二の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた基準に係る排水設備に関する事項
(十三)	下水道法第三十条第一項の規定が適用される排水施設	配置図	下水道法第三十条第一項に規定する排水施設（以下この項において単に「排水施設」という。）の位置
		排水施設の構造詳細図	排水施設の構造
(十四)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の二の規定が適用される供給設備及び消費設備	配置図	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第十八条第一号に規定する貯蔵設備及び同条第三号に規定する貯槽並びに同令第一条第二項第六号に規定する第一種保安物件及び同項第七号に規定する第二種保安物件の位置
			供給管の配置
		供給設備の仕様書	貯蔵設備の貯蔵能力
			貯蔵設備、気化装置及び調整器が供給しうる液化石油ガスの数量
			一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量
		供給設備の構造詳細図	貯蔵設備の構造
		バルブ、集合装置、気化装置、供給管及びガス栓の構造詳細図	バルブ、集合装置、気化装置、供給管及びガス栓の構造
		供給設備の使用材料表	貯蔵設備に用いる材料の種別
		消費設備の構造詳細図	消費設備の構造
(十五)	特定都市河川浸水被害対策法第十条の規定が適用される排水設備	配置図	特定都市河川浸水被害対策法第十条に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の配置
		特定都市河川浸水被害対策法第十条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた基準に係る排水設備に関する事項

別表第八（第六十四条関係）

	(い)	(ろ)
(一)	建築基準法施行令第二十九条の認定を受けたものとする構造のくみ取便所	建築基準法施行令第二十九条に係る認定書の写し
(二)	建築基準法施行令第三十条第一項の認定を受けたものとする構造の特定区域の便所	建築基準法施行令第三十条第一項に係る認定書の写し
(三)	建築基準法施行令第百二十九条の二の四第一項第七号ハの認定を受けたものとする構造の防火区画等を貫通する管	建築基準法施行令第百二十九条の二の四第一項第七号ハに係る認定書の写し
(四)	建築基準法施行令第百二十九条の二の四第二項第三号の認定を受けたものとする構造の飲料水の配管設備	建築基準法施行令第百二十九条の二の四第二項第三号に係る認定書の写し

別表第九（第七十二条関係）

	(い)	(ろ) 図書の種類	(ろ) 明示すべき事項
(一)	第五十六条第二項（第五十七条第四項において準用する場合を含む。）又は第六十一条第三項の規定が適用される認定畜舎等	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を認定畜舎等の敷地として使用することができる旨を証する書面	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を認定畜舎等の敷地として使用することができる旨